

兵庫県公報

令和2年8月11日 火曜日 第130号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（水大気課）	1
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	4
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	7
○ 同 上（同）	8
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	8
○ 同 上（同）	9
○ 同 上（同）	9
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	9
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	9
○ 同 上（淡路県民局）	10
公 告	
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	10
○ 土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	11
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	13
○ 同 上（同）	13
○ 土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	14
○ 同 上（同）	21
○ 落札者等の公示（管理課）	26
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（阪神北県民局）	26
選挙管理委員会告示	
○ 平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号（市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定）の一部改正	27
正 誤	
○ 令和元年11月12日付け兵庫県公報号外中	27

告 示

兵庫県告示第832号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設

の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 多木化学株式会社本社工場
 加古郡播磨町宮西346番地
 常務取締役本社工場長 松井重憲
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 多木化学株式会社本社工場
 加古郡播磨町宮西346番地
- (3) 汚水等の処理施設に関する事項

種 類		総合排水処理施設							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	中和、凝集沈殿、加圧ろ過				同左			
構	造	鉄製ゴムライニング+鉄筋コンクリート				同左			
主 要 寸 法		27.6m×37.5m×7m 27m×15m×7.2m				同左			
能 力		3,450m ³ /日				同左			
汚水等の処理方式		中和、凝集沈殿、加圧ろ過				同左			
工事着手予定年月日		既設				許可後			
工事完成予定年月日		既設				着手後6箇月			
使用開始予定年月日		—				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左			
使用時間の季節的変動の概要		変動少				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3~ 7	3~ 7	6~ 7	6~ 8	3~ 7	3~ 7	6~ 7	6~ 8
	生物学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	16.5	23.8	16.5	23.8	16.5	23.9	16.5	23.9
	浮遊物質 量 (単位 mg/L)	191	291	26	39.6	191	291	26	39.6
窒素含有量 (単位 mg/L)	18.8	26.9	18.8	26.9	36.9	47	36.9	47	

の値及び最大の値	燐含有量 (単位 mg/L)	7.68	14.4	1.14	2.14	7.68	14.4	1.14	2.14
	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	853	1,335	18.8	29.4	853	1,336	19	29.9
	溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	1.25	2.5	0.5	1	1.25	2.5	0.5	1
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常量及び最大量(単位 m ³ /日)		1966.5	1966.5	1966.5	1966.5	1965.5	1965.5	1965.5	1965.5

種	類	脱窒素設備							
変更前後の区分		変更前				変更後			
型	式	アンモニアストリッピング				同左			
構	造	鉄製ゴムライニング				同左			
主要寸法		6m×11.5m×7m				同左			
能力		100m ³ /日				同左			
汚水等の処理方式		アンモニアストリッピング				同左			
工事着手予定年月日		既設				許可後			
工事完成予定年月日		既設				着手後6箇月			
使用開始予定年月日		—				完成後			
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続				同左			
使用時間の季節的変動の概要		同左				同左			
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	3～8	3～8	9～10	9～10	3～8	3～8	9～10	9～10
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	—	—	—	—	—	—	—	—
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	40.4	77	34.8	66.3	43.9	83.4	37.2	70.7
	浮遊物質 (単位 mg/L)	8.47	218	7.3	188	8.9	242	7.5	205
	窒素含有量 (単位 mg/L)	5,206	6,804	147	242	4,780	6,445	154	258
燐含有量 (単位 mg/L)	50.98	105	43.89	90.41	56.7	117	48	99	

	ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	12	25	10	22	10.4	22.2	8.8	18.8
使用時における当該汚水等の処理施設による処理前及び処理後の汚水等の通常の量及び最大の量(単位 m ³ /日)		49.5	49.5	57.5	57.5	44.5	44.5	52.5	52.5

(4) 排出水の汚染状態及び量

変更前後の区分		変更前		変更後	
排水口名		No. 1	No. 2、3、13 ~25	No. 1	No. 2、3、13 ~25
排水量 (単位 m ³ /日)	通常	9,808	雨水専用排水口	9,807	雨水専用排水口
	最大	9,808		9,807	
水素イオン濃度 (水素指数)	通常	6~8		6~8	
	最大	6~8.6		6~8.6	
生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	—		—	
	最大	—		—	
化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	通常	7.2		7.2	
	最大	12		12	
浮遊物質 (単位 mg/L)	通常	9		9	
	最大	20		20	
窒素含有量 (単位 mg/L)	通常	4.5		8.1	
	最大	14		14	
燐含有量 (単位 mg/L)	通常	0.4		0.4	
	最大	1.1		1.1	
ふつ素及びその化合物 (単位 mg/L)	通常	5.1	5.1		
	最大	15	15		
溶解性鉄含有量 (単位 mg/L)	通常	0.5	0.5		
	最大	1	1		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 令和2年8月11日から同年9月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び播磨町すこやか環境グループ



兵庫県告示第833号

土壤汚染対策法(平成14年法律第53号)第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定する区域

丹波市柏原町柏原字南賀5202番1、5203番、5205番、5206番、5207番、5208番1、5202番1地先、5203番地先、5205番地先、5206番地先、5207番地先及び5208番1地先の各一部

2 特定有害物質の名称

鉛及びその化合物、砒素及びその化合物並びにふっ素及びその化合物



兵庫県告示第834号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和2年7月17日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

豊岡市九日市上町地内



兵庫県告示第835号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地実測図原図作成及び用地平面図作成）

2 作業期間

令和2年7月17日から令和3年2月28日まで

3 作業地域

豊岡市但東町三原地内



兵庫県告示第836号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（現地測量）

2 作業期間

令和2年3月27日から令和3年3月25日まで

3 作業地域

豊岡市但東町奥赤地内



兵庫県告示第837号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和2年6月18日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

朝来市桑市地内



兵庫県告示第838号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（用地測量）

2 作業期間

令和2年6月17日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

朝来市生野町奥銀谷地内



兵庫県告示第839号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量、4級基準点測量及び現地測量）

2 作業期間

令和2年7月6日から令和3年2月26日まで

3 作業地域

養父市関宮地内



兵庫県告示第840号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

尼崎市南塚口町六丁目外



兵庫県告示第841号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市松園町10番47号地先



兵庫県告示第842号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市松園町10番28号地先



兵庫県告示第843号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市甲子園口六丁目地内



兵庫県告示第844号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市御茶家所町地内



兵庫県告示第845号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により西宮市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量の復旧測量（再設））

2 作業期間

令和2年7月20日から同年9月30日まで

3 作業地域

西宮市弓場町地内



兵庫県告示第846号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、三田市福島土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（出来形確認測量）

2 作業期間

令和2年7月20日から同年12月25日まで

3 作業地域

三田市福島地内



兵庫県告示第847号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（3級基準点測量、4級基準点測量、現地測量及び路線測量）

2 作業期間

令和元年7月22日から令和2年7月7日まで

3 作業地域

三田市高次地内



兵庫県告示第848号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、兵庫県知事から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（2級基準点測量及び4級基準点測量）

2 作業期間

令和元年8月26日から令和2年7月7日まで

3 作業地域

豊岡市日高町佐田地内



兵庫県告示第849号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、尼崎市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（4級基準点測量）

2 作業期間

令和2年6月1日から同月30日まで

3 作業地域

尼崎市権堂一丁目地内



兵庫県告示第850号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和元年12月23日から令和2年3月31日まで

3 作業地域

伊丹市の一部



兵庫県告示第851号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、たつの市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 作業種類

公共測量（道路台帳図データ更新）

2 作業期間

令和元年12月20日から令和2年3月19日まで

3 作業地域

たつの市の一部



兵庫県告示第852号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、令和2年8月11日から供用を開始する。

その関係図面は、令和2年8月11日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				備考
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
県道 上佐曾利木器線	三田市波豆川字西道南2329番から 同 市波豆川字西道南1189番1まで	旧	6.0から 17.0まで	119.0	
		新	11.0から 20.0まで	120.0	



兵庫県告示第853号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第2課において縦覧に供する。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02但馬位置 0003号	2.7.30	養父市八鹿町九鹿字砂田831番1の一部、832番5の一部、831番3の一部、831番1地先水路の一部、831番1地先里道の一部	6.00	47.50



兵庫県告示第854号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R02淡路位置 0001号	2.7.28	洲本市上内膳字志よせん191番の一部	4.50 4.00	34.99 13.37

公 告

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アチ口(1) I-2 (101050232)	神戸市須磨区妙法寺（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
堂ノ下 I-2 (101050233)	神戸市須磨区妙法寺（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
円満林(1) I-2 (101050234)	神戸市須磨区妙法寺（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
筆前 I-2 (101050235)	神戸市須磨区妙法寺（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
明神町(1) I-2 (101050236)	神戸市須磨区明神町3丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊

板宿(1) I-2 (101050237)	神戸市須磨区板宿町3丁目(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊
上細沢(1) I-2 (101050238)	神戸市須磨区奥山畑町(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊
西脇 I-2 (101050239)	神戸市須磨区車(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊
白川 I-2 (101050240)	神戸市須磨区白川(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊

(別図1から別図9までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月19日(水)から同年9月2日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び須磨区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課
〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年9月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成23年兵庫県告示第804号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

アチラムキ(1) I (101050001)の項中別図1、アチロ(1) I (101050011)の項中別図11、檜原(2) I (101050017)の項中別図16、堂ヶ谷 I (101050021)の項中別図20、中田(2) I (101050033)の項中別図27、乗越 I (101050036)の項中別図30、明神町(1) I (101050051)の項中別図43、上細沢(1) I (101050065)の項中別図55、西脇 I (101050087)の項中別図65、白川 I (101050131)の項中別図85、北落合(2) I (101050137)の項中別図89、若草 I (101050172)の項中別図103、潮見台 I (101050177)の項中別図106、奥西山Ⅱ (101050201)の項中別図124を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月19日(水)から同年9月2日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び須磨区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年9月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成25年兵庫県告示第540号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

樫原(1)I(101050016)の項中別図1、堂ノ下I(101050023)の項中別図2、円満林(1)I(101050025)の項中別図4、筆前I(101050037)の項中別図7、板宿(1)I(101050056)の項中別図9、北落合(1)I(101050136)の項中別図45を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月19日(水)から同年9月2日(水)まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び須磨区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年9月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧

平成19年兵庫県告示第1063号(土砂災害警戒区域の指定)の一部を改正するため、改正の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、改正しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 改正しようとする区域の案

本村(2) I (134020035) の項中別図10、大河(1) I (134020070) 項中別図45、大河(2) I (134020071) の項中別図46、鍛冶(2) I (134020078) の項中別図53を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 改正の案の閲覧期間

令和2年8月19日(水) から同年9月2日(水) まで

3 改正の案の閲覧場所

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所

〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4

(3) 提出期限

令和2年9月2日(水) まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月) までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
アチラムキ(1) I (101050001)	神戸市須磨区妙法寺(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
アチラムキ(2) I (101050002)	神戸市須磨区妙法寺(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
上ノ界 I (101050003)	神戸市須磨区妙法寺(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
岩山 I (101050004)	神戸市須磨区妙法寺(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
二重苅 I (101050005)	神戸市須磨区妙法寺(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
女夫岩(2) I (101050007)	神戸市須磨区妙法寺(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり

禿山 I (101050008)	神戸市須磨区妙法寺 (別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
野路山 I (101050009)	神戸市須磨区妙法寺 (別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
アチロ(1) I (101050011)	神戸市須磨区妙法寺 (別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
アチロ(2) I (101050012)	神戸市須磨区妙法寺 (別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
アチロ(4) I (101050014)	神戸市須磨区妙法寺 (別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
檜原(1) I (101050016)	神戸市須磨区妙法寺 (別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
檜原(2) I (101050017)	神戸市須磨区妙法寺 (別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
大門 I (101050018)	神戸市須磨区妙法寺 (別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
岡 I (101050019)	神戸市須磨区妙法寺 (別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
堂ヶ谷 I (101050021)	神戸市須磨区妙法寺 (別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
堂ノ下 I (101050023)	神戸市須磨区妙法寺 (別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
界地 I (101050024)	神戸市須磨区妙法寺 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
円満林(1) I (101050025)	神戸市須磨区妙法寺 (別図19のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
円満林(2) I (101050026)	神戸市須磨区妙法寺 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
中田(1) I (101050032)	神戸市須磨区妙法寺 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
中田(2) I (101050033)	神戸市須磨区妙法寺 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
毘沙門山(1) I (101050034)	神戸市須磨区妙法寺 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
毘沙門山(2) I (101050035)	神戸市須磨区妙法寺 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
乗越 I (101050036)	神戸市須磨区妙法寺 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
筆前 I (101050037)	神戸市須磨区妙法寺 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり

谷野(2) I (101050039)	神戸市須磨区妙法寺(別図27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
禅昌寺(3) I (101050042)	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
禅昌寺(5) I (101050044)	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
禅昌寺(6) I (101050045)	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目(別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
禅昌寺(7) I (101050046)	神戸市須磨区禅昌寺町2丁目(別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
禅昌寺(8) I (101050047)	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目(別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
禅昌寺(9) I (101050048)	神戸市須磨区禅昌寺町1丁目(別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
永楽(2) I (101050050)	神戸市須磨区永楽町3丁目(別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
明神町(1) I (101050051)	神戸市須磨区明神町3丁目(別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
明神町(4) I (101050054)	神戸市須磨区明神町4丁目(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
明神町(5) I (101050055)	神戸市須磨区明神町3丁目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
板宿(1) I (101050056)	神戸市須磨区板宿町3丁目(別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
板宿(3) I (101050058)	神戸市須磨区板宿町3丁目(別図39のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
上細沢(1) I (101050065)	神戸市須磨区奥山畑町(別図40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
上細沢(5) I (101050068)	神戸市須磨区上細沢町(別図41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
高尾台(3) I (101050071)	神戸市須磨区上細沢町(別図42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
高尾台(4) I (101050072)	神戸市須磨区奥山畑町(別図43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高尾台(6) I (101050074)	神戸市須磨区東須磨(別図44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
奥山畑 I (101050075)	神戸市須磨区水野町(別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
杓子山 I (101050078)	神戸市須磨区東須磨(別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり

青山 I (101050079)	神戸市須磨区東須磨 (別図47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
口中ノ尾 I (101050083)	神戸市須磨区車 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
奥道谷 I (101050084)	神戸市須磨区車 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
清ノ下(1) I (101050085)	神戸市須磨区車 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
清ノ下(2) I (101050086)	神戸市須磨区車 (別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
西脇 I (101050087)	神戸市須磨区車 (別図52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
松ヶ原 I (101050088)	神戸市須磨区車 (別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
清水台 I (101050089)	神戸市須磨区清水台 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
横尾(4) I (101050095)	神戸市須磨区横尾1丁目 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
離宮西(1) I (101050097)	神戸市須磨区離宮西町2丁目 (別図56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
須磨寺 I (101050099)	神戸市須磨区須磨寺町3丁目 (別図57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
高倉台(1) I (101050100)	神戸市須磨区西須磨 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
高倉町 I (101050102)	神戸市須磨区高倉町1丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
潮見台(1) I (101050103)	神戸市須磨区潮見台町1丁目 (別図60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
一ノ谷(4) I (101050110)	神戸市須磨区一ノ谷町1丁目 (別図61のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
一ノ谷(6) I (101050112)	神戸市須磨区西須磨 (別図62のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
一の谷(7) I (101050113)	神戸市須磨区一ノ谷町1丁目 (別図63のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
一ノ谷(8) I (101050114)	神戸市須磨区西須磨 (別図64のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
鉄拐山(2) I (101050121)	神戸市須磨区西須磨 (別図65のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図65のとおり
白川台(5) I (101050128)	神戸市須磨区白川台5丁目 (別図66のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図66のとおり

白川台(6) I (101050129)	神戸市須磨区白川台5丁目 (別図67のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図67のとおり
白川台(7) I (101050130)	神戸市須磨区東白川台5丁目 (別図68のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図68のとおり
白川 I (101050131)	神戸市須磨区白川 (別図69 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図69のとおり
樋詰(1) I (101050132)	神戸市須磨区白川 (別図70 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図70のとおり
平丁 I (101050134)	神戸市須磨区白川 (別図71 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図71のとおり
池尻 I (101050135)	神戸市須磨区北落合6丁目 (別図72のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図72のとおり
北落合(1) I (101050136)	神戸市須磨区北落合6丁目 (別図73のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図73のとおり
北落合(2) I (101050137)	神戸市須磨区北落合5丁目 (別図74のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図74のとおり
北落合(4) I (101050139)	神戸市須磨区北落合2丁目 (別図75のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図75のとおり
北落合(5) I (101050140)	神戸市須磨区北落合3丁目 (別図76のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図76のとおり
北落合(6) I (101050141)	神戸市須磨区北落合3丁目 (別図77のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図77のとおり
山神 I (101050144)	神戸市須磨区友が丘3丁目 (別図78のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図78のとおり
多井畑南(1) I (101050146)	神戸市須磨区多井畑南町 (別図79のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図79のとおり
多井畑南(2) I (101050147)	神戸市須磨区多井畑南町 (別図80のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図80のとおり
友が丘(1) I (101050148)	神戸市須磨区友が丘9丁目 (別図81のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図81のとおり
友が丘(2) I (101050149)	神戸市須磨区友が丘9丁目 (別図82のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図82のとおり
友が丘(3) I (101050150)	神戸市須磨区友が丘8丁目 (別図83のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図83のとおり
友が丘(4) I (101050151)	神戸市須磨区友が丘8丁目 (別図84のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図84のとおり
友が丘(6) I (101050153)	神戸市須磨区友が丘9丁目 (別図85のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図85のとおり
西落合 I (101050155)	神戸市須磨区西落合2丁目 (別図86のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図86のとおり

菅の台(1)(1) I (101050156)	神戸市須磨区菅の台6丁目 (別図87のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図87のとおり
菅の台(2)(1) I (101050157)	神戸市須磨区菅の台6丁目 (別図88のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図88のとおり
菅の台(3) I (101050158)	神戸市須磨区菅の台5丁目 (別図89のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図89のとおり
菅の台(5) I (101050160)	神戸市須磨区菅の台1丁目 (別図90のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図90のとおり
神の谷(2) I (101050163)	神戸市須磨区神の谷6丁目 (別図91のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図91のとおり
高尾台 I (101050168)	神戸市須磨区上細沢町 (別 図92のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図92のとおり
火ノ谷 I (101050169)	神戸市須磨区東須磨 (別図 93のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図93のとおり
青山(1) I (101050170)	神戸市須磨区東須磨 (別図 94のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図94のとおり
若草 I (101050172)	神戸市須磨区若草町1丁目 (別図95のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図95のとおり
北落合 I (101050181)	神戸市須磨区北落合4丁目 (別図96のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図96のとおり
高取山 II (101050186)	神戸市須磨区妙法寺 (別図 97のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図97のとおり
アチラムキ II (101050187)	神戸市須磨区妙法寺 (別図 98のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図98のとおり
アチロ II (101050190)	神戸市須磨区妙法寺 (別図 99のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図99のとおり
上ノ池 II (101050193)	神戸市須磨区妙法寺 (別図 100のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図100のとおり
禅昌寺 II (101050194)	神戸市須磨区禅昌寺町2丁 目 (別図101のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図101のとおり
大手(1) II (101050195)	神戸市須磨区大手 (別図102 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図102のとおり
大手(2) II (101050196)	神戸市須磨区大手 (別図103 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図103のとおり
若草町(2) II (101050198)	神戸市須磨区車 (別図104 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図104のとおり
奥西山 II (101050201)	神戸市須磨区車 (別図105 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図105のとおり
側ノ下 II (101050202)	神戸市須磨区車 (別図106 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図106のとおり

西須磨Ⅱ (101050204)	神戸市須磨区西須磨(別図107のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図107のとおり
高倉町(1)Ⅱ (101050205)	神戸市須磨区高倉町2丁目(別図108のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図108のとおり
高倉町(3)Ⅱ (101050207)	神戸市須磨区西須磨(別図109のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図109のとおり
菅の台(2)Ⅲ (101050208)	神戸市須磨区菅の台1丁目(別図110のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図110のとおり
一ノ谷町(1)Ⅱ (101050209)	神戸市須磨区一ノ谷町2丁目(別図111のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図111のとおり
白川台Ⅱ (101050212)	神戸市須磨区白川台5丁目(別図112のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図112のとおり
堂ノ東Ⅱ (101050213)	神戸市須磨区白川(別図113のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図113のとおり
平丁Ⅱ (101050214)	神戸市須磨区白川(別図114のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図114のとおり
西小屋Ⅱ (101050215)	神戸市須磨区白川(別図115のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図115のとおり
不計(1)Ⅱ (101050217)	神戸市須磨区白川(別図116のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図116のとおり
不計(2)Ⅱ (101050218)	神戸市須磨区北落合6丁目(別図117のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図117のとおり
多井畑南Ⅱ (101050223)	神戸市須磨区多井畑南町(別図118のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図118のとおり
車Ⅲ (101050227)	神戸市須磨区車(別図119のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図119のとおり
須磨寺町Ⅲ (101050228)	神戸市須磨区須磨寺町4丁目(別図120のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図120のとおり
菅の台(1)Ⅲ (101050230)	神戸市須磨区菅の台1丁目(別図121のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図121のとおり
妙法寺川右支Ⅱ (201050056)	神戸市須磨区妙法寺(別図122のとおり)	土石流	別図122のとおり
妙法寺川左支(1)Ⅱ (201050057)	神戸市須磨区車(別図123のとおり)	土石流	別図123のとおり
竹之下右支溪Ⅰ (201050060)	神戸市須磨区白川(別図124のとおり)	土石流	別図124のとおり
西古家Ⅱ (201050062)	神戸市須磨区白川(別図125のとおり)	土石流	別図125のとおり
右支溪弓場内Ⅰ (201050064)	神戸市須磨区多井畑(別図126のとおり)	土石流	別図126のとおり

(別図1から別図126までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年8月19日(水)から同年9月2日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び須磨区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年9月2日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領(以下「要領」という。)第4条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
猪篠(1) I (134010053)	神崎郡神河町猪篠(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
奥猪篠(1) II (134010055)	神崎郡神河町猪篠(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
奥猪篠(2) II (134010056)	神崎郡神河町猪篠(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
大山(2) I (134010058)	神崎郡神河町大山(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
大山(1) I (134010059)	神崎郡神河町大山(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
大山(1) II (134010060)	神崎郡神河町大山(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
大山(2) II (134010061)	神崎郡神河町大山(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり

中村 I (134010092)	神崎郡神河町中村 (別図8 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
吉富(1) II (134010093)	神崎郡神河町吉富 (別図9 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
吉富(2) II (134010094)	神崎郡神河町吉富 (別図10 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
吉富(6) II (134010095)	神崎郡神河町吉富 (別図11 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
吉富(4) II (134010096)	神崎郡神河町吉富 (別図12 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
吉富(5) II (134010097)	神崎郡神河町吉富 (別図13 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
東柏尾(2) II (134010099)	神崎郡神河町東柏尾 (別図 14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
東柏尾(3) II (134010100)	神崎郡神河町東柏尾 (別図 15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
東柏尾(4) II (134010101)	神崎郡神河町東柏尾 (別図 16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
東柏尾(5) II (134010102)	神崎郡神河町東柏尾 (別図 17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり
柏尾 III (134010104)	神崎郡神河町柏尾 (別図18 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
柏尾(3) I (134010105)	神崎郡神河町柏尾 (別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
柏尾(1) I (134010106)	神崎郡神河町柏尾 (別図20 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
柏尾(2) I (134010107)	神崎郡神河町柏尾 (別図21 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
柏尾(1) II (134010108)	神崎郡神河町柏尾 (別図22 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
林 I (134020001)	神崎郡神河町川上 (別図23 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
川上(3) I (134020002)	神崎郡神河町川上 (別図24 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
川上(1) I (134020003)	神崎郡神河町川上 (別図25 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
川上(2) I (134020004)	神崎郡神河町川上 (別図26 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
川上(5) I (134020005)	神崎郡神河町川上 (別図27 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり

川上(4) I (134020006)	神崎郡神河町川上 (別図28 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
片角Ⅲ (134020008)	神崎郡神河町川上 (別図29 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
川上Ⅱ (134020009)	神崎郡神河町川上 (別図30 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
湊Ⅰ (134020026)	神崎郡神河町湊 (別図31の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
湊Ⅱ (134020027)	神崎郡神河町湊 (別図32の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
栗Ⅱ (134020028)	神崎郡神河町栗 (別図33の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
比ノ原(2)Ⅲ (134020030)	神崎郡神河町栗 (別図34の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
長谷(3)Ⅰ (134020032)	神崎郡神河町長谷 (別図35 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
長谷(4)Ⅰ (134020033)	神崎郡神河町長谷 (別図36 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
大川原Ⅰ (134020034)	神崎郡神河町長谷 (別図37 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり
本村(2)Ⅰ (134020035)	神崎郡神河町長谷 (別図38 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
本村(1)Ⅰ (134020037)	神崎郡神河町長谷 (別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
栗Ⅰ (134020038)	神崎郡神河町栗 (別図40の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
重行(2)Ⅰ (134020039)	神崎郡神河町長谷 (別図41 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
重行(1)Ⅰ (134020040)	神崎郡神河町長谷 (別図42 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
為信Ⅰ (134020041)	神崎郡神河町長谷 (別図43 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
為信(2)Ⅰ (134020042)	神崎郡神河町長谷 (別図44 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
大川原Ⅱ (134020043)	神崎郡神河町長谷 (別図45 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
赤田Ⅱ (134020044)	神崎郡神河町栗 (別図46の とおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
長谷(1)Ⅱ (134020045)	神崎郡神河町長谷 (別図47 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり

為信Ⅱ (134020046)	神崎郡神河町長谷 (別図48 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
長谷(2)Ⅱ (134020047)	神崎郡神河町長谷 (別図49 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
本村Ⅲ (134020048)	神崎郡神河町長谷 (別図50 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
大河(4)Ⅰ (134020068)	神崎郡神河町大河 (別図51 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
長谷Ⅰ (134020069)	神崎郡神河町大河 (別図52 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
大河(1)Ⅰ (134020070)	神崎郡神河町大河 (別図53 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
大河(2)Ⅰ (134020071)	神崎郡神河町大河 (別図54 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
鍛冶(2)Ⅰ (134020078)	神崎郡神河町鍛冶 (別図55 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
鍛冶(1)Ⅰ (134020080)	神崎郡神河町鍛冶 (別図56 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
寺前(1)Ⅰ (134020081)	神崎郡神河町寺前 (別図57 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり
南鍛冶Ⅰ (134020082)	神崎郡神河町鍛冶 (別図58 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
鍛冶Ⅱ (134020083)	神崎郡神河町鍛冶 (別図59 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
新野(2)Ⅰ (134020091)	神崎郡神河町比延 (別図60 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり
新野(3)Ⅰ (134020092)	神崎郡神河町新野 (別図61 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図61のとおり
新野(1)Ⅰ (134020093)	神崎郡神河町新野 (別図62 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図62のとおり
新野(4)Ⅰ (134020094)	神崎郡神河町新野 (別図63 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図63のとおり
新野(5)Ⅰ (134020095)	神崎郡神河町新野 (別図64 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図64のとおり
追上川北谷Ⅰ (234010032)	神崎郡神河町猪篠 (別図65 のとおり)	土石流	別図65のとおり
上追上川左支溪Ⅰ (234010035)	神崎郡神河町猪篠 (別図66 のとおり)	土石流	別図66のとおり
上追上川Ⅰ (234010036)	神崎郡神河町猪篠 (別図67 のとおり)	土石流	別図67のとおり

今西川 I (234010038)	神崎郡神河町猪篠 (別図68 のとおり)	土石流	別図68のとおり
奥猪篠川第二右支溪 I (234010041)	神崎郡神河町猪篠 (別図69 のとおり)	土石流	別図69のとおり
奥猪篠川第一左支溪 II (234010046)	神崎郡神河町猪篠 (別図70 のとおり)	土石流	別図70のとおり
奥猪篠川第二左支溪 II (234010047)	神崎郡神河町猪篠 (別図71 のとおり)	土石流	別図71のとおり
奥猪篠川第三左支溪 II (234010048)	神崎郡神河町猪篠 (別図72 のとおり)	土石流	別図72のとおり
下今西川谷 II (234010050)	神崎郡神河町大山 (別図73 のとおり)	土石流	別図73のとおり
大山北谷 I (234010051)	神崎郡神河町大山 (別図74 のとおり)	土石流	別図74のとおり
大山下谷 I (234010054)	神崎郡神河町大山 (別図75 のとおり)	土石流	別図75のとおり
北山川 II (234010055)	神崎郡神河町大山 (別図76 のとおり)	土石流	別図76のとおり
南上川 I (234010057)	神崎郡神河町杉 (別図77の とおり)	土石流	別図77のとおり
中の谷川左支溪 I (234010058)	神崎郡神河町杉 (別図78の とおり)	土石流	別図78のとおり
東柏尾下谷 II (234010095)	神崎郡神河町東柏尾 (別図 79のとおり)	土石流	別図79のとおり
犬見川 I (234020003)	神崎郡神河町川上 (別図80 のとおり)	土石流	別図80のとおり
川上左谷 I (234020006)	神崎郡神河町川上 (別図81 のとおり)	土石流	別図81のとおり
尾ノ瀬川 I (234020007)	神崎郡神河町川上 (別図82 のとおり)	土石流	別図82のとおり
湊谷 I (234020017)	神崎郡神河町栗 (別図83の とおり)	土石流	別図83のとおり
長谷左谷 I (234020018)	神崎郡神河町長谷 (別図84 のとおり)	土石流	別図84のとおり
足尾川 I (234020020)	神崎郡神河町長谷 (別図85 のとおり)	土石流	別図85のとおり
本村谷 I (234020021)	神崎郡神河町長谷 (別図86 のとおり)	土石流	別図86のとおり
長谷上谷 II (234020025)	神崎郡神河町長谷 (別図87 のとおり)	土石流	別図87のとおり

梅ヶ谷川Ⅱ (234020026)	神崎郡神河町長谷 (別図88 のとおり)	土石流	別図88のとおり
治耕川Ⅰ (234020038)	神崎郡神河町大河 (別図89 のとおり)	土石流	別図89のとおり

(別図1から別図89までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

- 2 指定の案の閲覧期間
令和2年8月19日(水)から同年9月2日(水)まで
- 3 指定の案の閲覧場所
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所及び神河町役場建設課
- 4 意見書に関する事項
 - (1) 様式
要領第5条第2項の規定により定める様式
 - (2) 提出先
兵庫県中播磨県民センター姫路土木事務所福崎事業所
〒679-2204 神崎郡福崎町西田原1994-4
 - (3) 提出期限
令和2年9月2日(水)まで(当日消印有効)
 - (4) 意見要旨及び県の考え方の公表
提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年11月2日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



落札者等の公示

WT0に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。
令和2年8月11日

契約担当者
兵庫県知事 井戸敏三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
在宅勤務拡充に係るリモートアクセス機器等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
令和2年6月24日
- 4 落札者の名称及び住所
西日本電信電話株式会社兵庫支店 神戸市中央区海岸通11番
- 5 落札金額
76,890,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
令和2年5月15日



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年8月11日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

- (第3工区) 芦屋市三条町1番1の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
芦屋市精道町7番6号
芦屋市長 伊藤 舞
 - 3 許可年月日及び許可番号
令和2年3月19日
兵庫県指令神北(宝土)(建)第1-9-6号(28芦屋)

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第41号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項第3号の規定により、市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設について、指定及び取消しした旨の報告があったので、平成7年兵庫県選挙管理委員会告示第73号(市町の選挙管理委員会が指定する個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

令和2年8月11日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 石堂 則 本

表神戸市の項中

「

葺合文化センター	神戸市中央区旗塚通4丁目4-1
----------	-----------------

」

を

「

葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1-13
----------	-------------------

」

に改める。

正 誤

○令和元年11月12日付け(兵庫県公報号外)

兵庫県人事委員会規則第5号(会計年度任用職員の給与等に関する規則)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
30	下から13	6日	10日
	下から11	7日	10日
	下から9	8日	10日
	下から7	9日	10日
31	下から27	5日	7日
		3日	5日
		2日	3日
	下から25	5日	7日
		4日	5日
		2日	3日

下から23	6日	7日
	4日	5日
下から21	6日	7日